



JASDAQ

各 位

平成 24 年 7 月 6 日

会社名 マルマン株式会社
代表者名 代表取締役社長 大隅 宏昭
(コード番号：7834)
問合せ先 経営管理部長 中村 修
(TEL：03-3526-9970)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、中国の元代理店である北京德霖高尔夫体育发展有限公司（以下、「ダイレクトリック社」という。）を相手取り、中国の上海市浦東新区人民法院に提訴していたゴルフクラブ及びゴルフ用品（以下、「ゴルフクラブ等」という。）における商標権侵害の訴訟において、勝訴の第一審判決が出されましたのでお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

中国 上海市浦東新区人民法院

平成 24 年 7 月 4 日（判決文を受理した日：平成 24 年 7 月 6 日）

2. 訴訟の経緯

ダイレクトリック社は、当社の代理店であった平成 22 年頃より、当社に無断で当社商標を付したゴルフクラブ等を製造し、同社の直営店並びに提携小売店を通じて中国全土に当社製品を模倣した製品を販売しておりました。

当社では、ダイレクトリック社による当該模倣品の製造・販売は、当社の商標権を侵害し、中国における消費者の利益を損ねるものとして、平成 23 年 4 月 25 日、商標権侵害による損害賠償を求める訴訟を上海市浦東新区人民法院に起こしておりました。

3. 判決の内容

(1) 原告の請求を認め、本件商標権侵害事実は成立し、被告に損害賠償として合計人民元 50 万元（約 6 百万円）の支払を命じる。

(2) 被告はこの判決以降、原告が商標権を保有する商品の販売、生産を直ちに停止すること。

(3) 被告は、法制日報に商標権侵害であったことを掲載すること。

（法制日報＝中国内の法律専門新聞）

4. 今後の見通し

第一審判決は、当社の訴えた商標権侵害が認められた内容となりました。これに対し、ダイレクトリック社は控訴するものとみられますが、当社としては第一審判決が維持されるよう、今後も全力を尽くす所存でございます。

また、当社はダイレクトリック社と日本商事仲裁協会の仲裁廷において、代理店契約の解除に係る双方からの申し立てについて争っておりますが、今回の判決が仲裁廷の審理において当社の主張の正当性を裏付けることになるものと考えております。

以上